

新型コロナウイルス感染症への対応について 第11報

学生・教職員・関係者の皆様へ

宮城教育大学学長 村 松 隆

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）によれば、同感染症は、半年、1年を超えて対応を続けなければならないものと見解が示され、長期化が予想されます。このような状況下において、今後新学期を向かえるにあたり、皆様の、そして皆様の周りの方々の大学生活を守るために、当分の間、必要とされる対応を以下のとおりします。

1. 感染拡大防止のため、各自が心がけること

- 発熱等の風邪症状がある場合、登校せず、自宅等で静養する。
- 以下の症状がある場合は、宮城県・仙台市コールセンター（022-211-3883）に連絡し、その指示に従って医療機関を受診する。また、大学の担当窓口に報告する。
 - ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・自分の体調に気をつけ、自分自身で健康管理をする。
- ・咳エチケット、石鹸・アルコール消毒液などによる手洗い、外出時のマスク着用を励行する。
- ・屋内等の閉鎖的空間で、他人との距離が十分に確保できない環境での活動は避けるようにする。
- ・正しい情報に基づき、適切な判断をする。

2. クラスター（集団）発生の抑制

専門家会議によれば、これまで感染が確認された場の共通点として、以下3つの条件がそろった場により多くの人が感染しています。すべての条件が重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、何かのきっかけに3つの条件が揃うことがあるため、これら条件が揃う場所や場面を予測し、避けるため対策を講じることが重要となります。

条件	対策
密閉空間であり換気が悪い	十分な換気を実施（可能であれば2方向のドア・窓を開放）
手の届く距離に多くの人が密集	参加者の制限、一定の距離を空ける、時短・簡素化・分散実施
近距離での会話や発声がある	マスクの着用、発話者との一定距離の確保

(入学式について)

校 園 名	大 学	附属 4 校 園			
		中学校	小学校	幼稚園	特別支援
入学(園)式	中止	4/9(木)	4/20(月)	4/13(月)	5/13(水)
	3/17HP にて公表済	参加者の制限、内容の簡素・時間短縮を図り、感染リスクを出来る限り減らす工夫をして実施する。			

(授業開始について)

以下のとおり変更する。

校 園 名	大 学	附属 4 校 園			
		中学校	小学校	幼稚園	特別支援
授業開始日	5/11 (月) ~	5/7 (木) ~			

(授業開始後の対応)

- ・ 発熱等の風邪症状がある場合は授業への出席は不可とする。
- ・ 可能な限りマスク着用する。また、各教室に設置するアルコール消毒液による消毒を履行する。
- ・ 座席間隔は 1 ~ 2 m 程度、前後左右空けて着席する。
- ・ 近距離での会話を禁止する。
- ・ 2 方向のドア・窓を開放する。休憩時間はすべての窓を開放し換気を行う。
- ・ 受講者が密集する教室の利用調整の検討、一部遠隔授業の導入を検討する。
- ・ 附属 4 校 園については、上記を基本に各学校園の実情に応じて対策を講じる。

(諸活動等)

(行事・イベント)

- ・ サークル活動等の課外活動（学内外問わず）についても当面の間禁止とします。

(国内外における移動)

不要不急の出張、私事旅行、帰省等は、控えるようにする。(国内外共通)

1) 国内について

感染症が拡大している地域への移動は、必要性を十分に熟考して是非を判断してください。

2) 海外渡航について

外務省感染症危険情報	本学の対応
レベル 3 (渡航中止勧告)	<u>渡航不可とします</u>
レベル 2 (不要不急の渡航は止めてください)	<u>原則として渡航不可とします</u>
レベル 1 (十分注意してください)	<u>不要不急の渡航を自粛願います</u>

最新情報は、[外務省安全ホームページ](#)で確認してください。

なお、やむを得ず海外渡航する場合は、以下について留意してください。

- ・渡航先の感染症情報及び日本人に対する入国規制内容を確認する。
- ・外務省渡航登録サービス（たびレジ）に登録し、外務省から諸々の協力依頼があった時は迅速に対応する。
- ・定期的に家族と職場と連絡を取る。
- ・日本からの渡航者に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限を行う国・地域を確認する。
- ・一部の国・地域からの日本への入国（日本人含む）する際の検疫が強化されており、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が必要となります。最新情報は、[厚生労働省検疫所ホームページ](#)で確認してください。

3. 学内で感染者が判明した場合について

別に定める「本学において感染者等が確認された場合の対応について」のとおりとする。

以上

本学において感染者等が確認された場合の対応について

新型コロナウイルス感染症対策室

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解によれば、感染拡大を抑える戦略として「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」が重要となる。このことを踏まえて、本学において感染者等が確認された場合の対応について、当分の間、以下のとおりとする。

1. 感染が確認された教職員又は学生・児童生徒等

- 1) 当該学生・児童生徒等に対し、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条の出席停止措置をとる。
- 2) 当該教職員に対し、治癒するまでの間、特別休暇の取扱いとする。
- 3) 治癒後、当該教職員又は学生・児童生徒等は、治癒したことを証明する医師の診断書等を保健管理センター長（附属4校園は学校医）に提出し、その許可に基づき出勤又は通学を再開する。
- 4) 当該教職員又は学生・児童生徒等に対し、地方自治体が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等のため協力を求める。

2. 濃厚接触者に特定された教職員又は児童生徒等

- 1) 当該学生・児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条の出席停止措置をとる。
- 2) 当該教職員に対し、特別休暇の取扱いとする。
- 3) 上記1) 2) の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。

3. 臨時休校措置基準

1) 大学

- (1) 学生1人の感染者が確認された場合、受講する全ての授業を休講とする。
- (2) 教員が感染した場合、担当する全ての授業を休講とする。
- (3) 2人以上の感染者が確認された場合、臨時休校とする。
- (4) 休講及び臨時休校期間は、感染者が確認された日から起算して14日間とする。休講期間中、新たな感染者が確認された場合、最後に感染者が確認された日から起算する。但し、学内を感染源としない感染の場合、検討の上、期間を定める。
- (5) その他、国・地方自治体から臨時休校等要請があった場合、検討の上、措置を講じる。

2) 附属学校園

- (1) 教職員又は児童生徒等1人の感染者が確認された場合、担当及び所属する学級を閉鎖とする。
- (2) 2人以上の感染者が確認された場合、臨時休校（園）とする。
- (3) 隣接する2以上の学校園で臨時休校（園）した場合、他の学校園も臨時休校（園）とする。
- (4) 学級閉鎖及び臨時休校（園）期間は、感染者が確認された日から起算して14日間とする。学級閉鎖期間中、新たな感染者が確認された場合、最後に感染者が確認された日から起算する。但し、校（園）内を感染源としない感染の場合、検討の上、期間を定める。
- (5) その他、国・地方自治体から臨時休校等要請があった場合、検討の上、措置を講じる。

4. 学級閉鎖、休講、臨時休校時の配慮事項

1) 多人数が出席する行事や集会の中止又は延期

学校園内で1人の感染が確認された場合、学級閉鎖及び休講期間中に予定される多人数が出席する行事は中止又は延期する。また、その他行事についても、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討する。

例. 入学式、学位記授与式、卒業（園）式、運動会、合唱会、全校集会、オリエンテーション
公開講座など

2) 学級閉鎖又は臨時休校中における学生、児童生徒等の外出等について

(1) 自宅においても咳エチケットや手洗い等、感染防止対策を行い、健康状態の確認（検温等）を行うよう指導する。

(2) 不要不急の外出は避けること。規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントに参加しないこと、学生にはアルバイト等もできるだけ控えるよう指導する。

(3) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えるよう指導する。

(4) 自宅で過ごす児童生徒及びその保護者と連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等の問題に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するとともに、児童生徒の相談に応じ、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援など、必要な支援を行い、児童生徒の心のケア等に配慮する。

3) 補修授業や補講等について

(1) 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。

(2) 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。

(3) 大学においては、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処する。

5. その他

1) 所管保健所と連携を図り、以下の対応を行う

(1) 疫学調査の結果、必要な人への健康観察の実施等

(2) 感染者の導線の消毒実施

2) 当分の間、その旨を文部科学省（高等教育局 国立大学法人支援課 法規係）に報告する。（事務連絡 令和2年3月2日）

参考：用語の定義

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）2.27 現在 より

『濃厚接触者』…「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。